

知っておきたい 信書のルール



「信書」の基本的な考え方

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）に定義されています。

「特定の受取人」とは

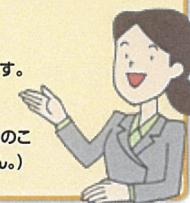
差出人がその意思表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。

「意思を表示し、又は事実を通知する」とは

差出人の考えや思いを表し、又は現実に関わり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。

「文書」とは

文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです。（CD、DVD、USBメモリといった電磁的記録物を送付しても信書の送達にはあたりません。）



そもそも「信書」の概念はなぜ存在するのでしょうか。

1. 基本的通信手段の保護

信書の送達は、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供するため必要があることから、郵便法及び信書便法において保護されているものです。

2. 憲法上保障された権利

● 憲法では、表現の自由の確保及びプライバシー保護の観点から、基本的人権として「検閲の禁止」と併せて「通信の秘密」の保護が明記されています。

【憲法21条2項】 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

● 憲法上の要請を受け、郵便法及び信書便法においても、「検閲の禁止」と併せて「信書の秘密」の保護が規定されているものです。

【検閲の禁止】 郵便物/信書便物の検閲は、これをしてはならない（郵便法7条、信書便法4条）

【秘密の保護】 取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない（郵便法8条1項、信書便法5条1項）

・郵便/信書便の業務に従事する者は、在職中、郵便物/信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。（郵便法8条2項、信書便法5条2項）

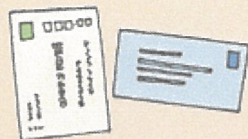
それでは
具体的に

「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」とはどのようなものかを、ご紹介しましょう。

信書にあたるもの

書状

手紙、はがきなど



請求書の類

納品書、領収書、見積書、願書、申込書、依頼書、契約書など



許可書の類

免許書、認定書、表彰状など



会議招集通知の類

結婚式等の招待状、業務を報告する文書



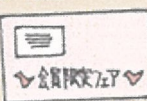
証明書の類

印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写しなど



ダイレクトメール

● 文書自体に受取人が記載されている文書
● 商品の購入等の利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文書が記載されているもの



信書にあたらないもの

書籍の類

新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスターなど



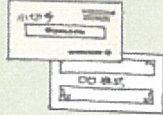
カタログ

通信販売のカタログなど



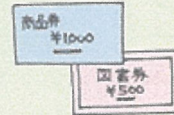
小切手の類

手形、株券など



プリペイドカードの類

商品券、図書券など



乗車券の類

航空券、定期券、入場券



クレジットカードの類

キャッシュカード、ローンカード



会員カードの類

入会証、ポイントカード、マイレージカード



ダイレクトメール

● 街頭配布や新聞折り込みを前提としたチラシ
● 店頭配布を前提としたパンフレットやリーフレットなど



この他に

説明書の類（市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目録見書）、求人票、配送伝票、名刺、パスポート、振込用紙、出勤簿、ナンバープレート

特集 知っておきたい 信書のルール

Q9 どのような文書が 添え状・送り状にあたりますか？

A 貨物の送付と密接に関連し、その貨物を送付するために従って添付される無封の添え状[※]・送り状は信書に該当しますが、貨物に添えて送付することができます（郵便法第4条第3項）。

※添え状とは：送付される貨物の目録や性質、使用方法等を説明する文書および当該貨物の送付と密接に関連した以下に掲げる簡単な通信文が該当します。

- ◆貨物の処理に関する簡単な通信文
- ◆貨物の送付目的を示す簡単な通信文
- ◆貨物の授与または代金に関する簡単な通信文
- ◆貨物の送付に関して添えられる挨拶のための簡単な通信文
- ◆その他貨物に従って添えられるような簡単な通信文であって、上記に掲げる事項に類する簡単な通信文



Q10 添え状・送り状の「無封」とは どういう状態のことですか？

A 「無封」とは、(1)封筒等に納めていない状態、(2)封筒等に納めて納入口を閉じていない状態のことをいいます。また、封筒等に納めて納入口を閉じている場合であっても、(3)当該封筒等が透明であり容易に内容物を透視することができる状態、(4)当該封筒等の納入口付近に「開閉自由」等の表示[※]をするなど運送営業者等が内容物の確認のために任意に開閉しても差し支えないものであることが一見して判別できるようにしてある状態も「無封」に含まれます。

※表示の例

- 「開閉自由」
- 「添え状・送り状につき開封可」
- 「添え状 ※本状は、郵便法により（内容を確認するため）開封する場合がございますので、予めご了承ください。」（百貨店等でお客様がお待ちになった封をした添え状を贈答品に添付して送付する場合の表示例）

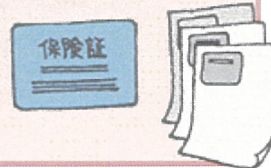
Q6 特定の方ではなく、広く一般 向けに作ったお知らせ文書は 信書になりますか？

A 店内で不特定の方に配布中のお知らせを顧客に送付する場合など、特定の方ではなく、広く一般に向けて事実を通知する文書は信書に該当しません。一方、会員限定のセール案内を会員に送付する場合などは、信書に該当します。



Q7 自己の証明書のコピーを 家族に送ることは 信書の送達になりますか？

A 証明書や許可書は、発行元からその証明や許可を受ける者へ送付する場合は信書に該当しますが、その証明書等を受領した者が、他所に原本やコピーを送付する場合は、信書に該当しません。



Q8 履歴書は 信書ですか？

A 履歴書は一般的に、応募する会社等に対し、自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。一方、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、会社からの情報を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

※ただし、合否の通知とともに送付する場合は、合否の通知自体が信書となります。



Q3 個人情報が含まれる文書は すべて信書にあたりますか？

A 信書に該当するかどうかは、個人情報を含むかどうかによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



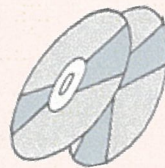
Q4 封筒に「親展」とあったら すべて「信書」に あたりますか？

A 封筒に「親展」と記載があっても、必ずしも信書に該当するとは限りません。信書に該当するかどうかは、その封筒に収められた文書の内容が、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



Q5 電磁的記録物は なぜ信書ではないのですか？

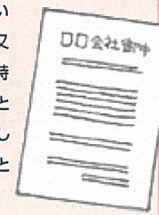
A 情報をCD、DVD、USBメモリなどに電子データとして記録したものである、いわゆる電磁的記録物は、その物を人が見るだけでは情報の内容がわからないことから「文書」とはならないため、信書に該当しません。



教えて Q&A これって信書？

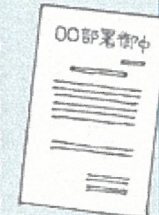
Q1 法人あての文書は 信書にあたりますか？

A 受取人は個人が法人かを問いません。差出人がその意思の表示又は事実の通知を受けるものとして特に定めてあれば、「〇〇会社 御中」と記載された場合、「〇〇会社」に対しての意思の表示又は事実の通知となるため、信書に該当します。



Q2 会社内での 他部署あての文書も 信書にあたりますか？

A 会社内のある部署から別の部署にあてた場合でも、差し出す部署からの意思を表示し、又は事実を通知する文書であれば、信書に該当しますので、遠隔地に所在する別の部署への送付を外注する場合は、郵便又は信書便を利用する必要があります。



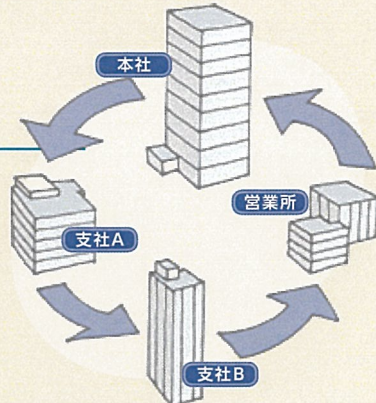
特集 知っておきたい 信書のルール

特定信書便にはこんなサービスが!

平成15年4月に信書便法が施行されて以来、高度化・多様化する信書便のニーズに応えるために、創意工夫を凝らした特定のサービスを提供する事業が増えてきています。

会社や自治体、その関係先での文書のやりとり!

一定のルートを巡回して、各地の施設で信書便物を引き受け、配達してくれるサービスです。たとえば企業において本社と支社、営業所の間を結んだり、自治体において本庁、出張所、学校、図書館などを結んだりして利用されています。



個人から個人へメッセージカードを送りたい時に!

各種のお祝いやお悔やみなどのメッセージ、インターネット、電話、FAXなどで受け付け、配達先に近い地域でメッセージカードを印刷し、そのメッセージカードを、装飾が施された台紙やぬいぐるみ、フラワーアレンジメント等の品物とともに配達する電報類似サービスがあります。



詳しくは総務省ホームページをご覧ください!

これは信書にあたるのか? この事業者は特定信書便事業者にあたるのか?
少しでも信書について迷ったら、詳しい情報を下記ホームページにて確認しましょう。

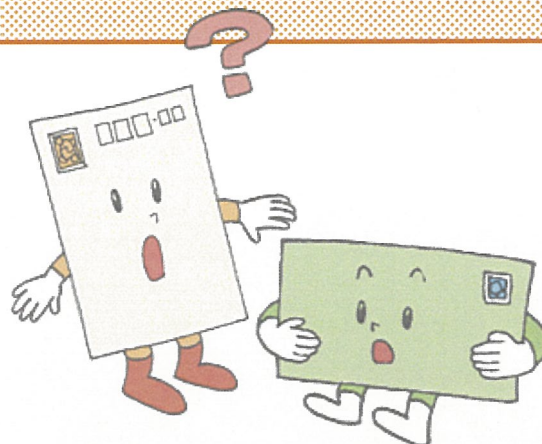
http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

また、平成26年度より、総務省動画チャンネルにおいて、信書制度の解説動画「知っておきたい信書のルール ~動画で解説する信書の定義~」の配信を開始しています。

<http://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE>

MORE
INFO

信書は どのサービスで 送れるの?



信書を送ることができるのは日本郵便株式会社と信書便事業者だけです。平成15年4月から、民間事業者も総務大臣の許可を得ていれば、信書の送達が行えるようになりました。

1

郵便

郵便法等の規定に基づき、日本郵便株式会社により全国あまねく公平に提供される信書をはじめとする小型物品の送達サービスです。

2

一般信書便役務

長さ40cm、幅30cmおよび厚さ3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を全国均一料金で、全国において引き受け、原則3日以内に送達するサービスです(現在までのところ、このサービスを提供する信書便事業者の参入はありません)。

3

特定信書便役務

特定の需要に応えるため、以下のいずれかに該当するもののみを提供するサービスです(このサービスを提供する信書郵便事業者の参入は、平成26年3月末現在412者です)。

大型信書便サービス



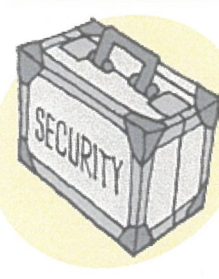
長さ、幅および厚さの合計が90cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス

急送サービス



信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス

高付加価値サービス



その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するサービス